

与野下落合サッカースポーツ少年団 関係各位

与野下落合サッカースポーツ少年団
団 長 近 藤 裕 司

交通安全関連の注意事項（一部改正）

関係各位には、日頃より少年団活動に対しご理解ならびにご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、交通安全等につきましては、既にホームページ等でもお知らせしているほか、役員、指導者から機会ある毎に徹底しているところですが、交通事故はちょっとした気の緩みから発生してしまうことがありますので、今一度交通安全等につきまして、ご家庭でご確認していただきますようお願いいたします。

なお、自転車使用上のルールを守らない（守れない）団員については、交通安全の意識欠如とみなし、学年指導者の判断で、自転車使用を禁止することがあることを申し添えます。

また、自転車、バイク、自家用車の駐車方法、学校施設使用上の注意についてもご確認いただくよう併せてお願いいたします。

1 自転車利用上の注意

自転車の交通違反は罰則の対象となりますが、それ以前に自転車利用者の安全確保の点から、「自転車安全利用五則」を守り、決められた場所を一路でスピードを控えめに安全走行していただきますようお願いいたします。特に、大人は子どもの見本となっていることを常に意識して自転車等を運転するとともに、子どもに対して自転車の安全利用を徹底してください。

○自転車安全利用五則（平成19年7月10日警察庁交通対策本部決定より）

①自転車は、車道が原則、歩道は例外

- ・自転車は、道路交通法上、軽車両と位置付けられています。

そのため、歩道と車道の区別がある道路では、車道通行が原則です。

ただし、13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、道路標識や道路標示によって歩道を通行することができることとされているとき、車道や交通の状況から通行の安全を確保するために歩道を通行することがやむを得ないとき等は歩道を通行できます。

②車道は左側を通行

- ・自転車は、道路の左側の端に寄って通行しなければなりません（右側通行は禁止です）。

③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

- ・歩道では、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければなりません。

また、歩行者の通行を妨げることになる場合は、一時停止をしなければなりません。

④安全ルールを守る

- ・飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
- ・夜間はライトを点灯

※夕暮れ時は早めにライトを点灯

一日の交通事故の発生状況を時間帯別にみると、夕暮れ時から夜間にかけて発生件数が急激に増加する傾向が見られます。自転車を運転するときは、早めにライトを点灯しましょう。また、明るい色の服装を着用したり、反射材を身に付けるなどして、自分の存在を周囲にアピールしましょう。

- ・交差点での信号、一時停止標識は必ず守ってください。

また、狭い道から広い道に出るときは、必ず徐行して安全確認をしてください。

⑤子どもはヘルメットを着用

- ・児童・幼児の保護者の方は、児童・幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせましょう。
- ・児童・幼児以外の方も乗車用ヘルメットをかぶるようにしましょう。

○傘さし・携帯電話・イヤホン等の禁止

①傘をさしたり、物を持ったりなど安定を失うおそれがある方法で自転車を運転してはいけません。

②自転車を運転するときは、携帯電話を持って通話や操作、又は画面を注視してはいけません。

③イヤホン等を使用するなど、安全な運転に必要な交通に関する音又は声が聞こえないような状態で自転車を運転してはいけません。

※埼玉県では、「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」を改正し、自転車損害保険等への加入を義務化しました（平成30年4月1日施行）。また、自転車事故による死者数が全国ワースト上位で推移するなど、自転車事故対策が喫緊の課題となっていることから、自転車利用者の命を守るため、子どもや高齢者を中心にヘルメット着用の推進を強力に進めています（詳しくは埼玉県HP等を参照）。

2 練習会場等への移動方法

○1～4年生の自転車使用の扱いを次のとおり変更します（令和4年4月から適用）。（アンダーライン：変更点）

	下落合小学校への移動時	八王子グランドや中央区内の小学校等への移動時
5・6年生	○徒歩又は自転車使用 (自転車保険に加入済み、ヘルメットを着用する)	○自転車使用（保護者の付添い無しも可） (自転車保険に加入済み、ヘルメットを着用する) ○保護者の送迎（自家用車）
1～4年生	○徒歩 ※次の条件を全て満たす場合は団員の自転車使用可とする ・下落合小学校の学区外からの移動である ・自転車保険に加入済みである ・団員は必ずヘルメットを着用する ・必ず団員保護者が付添う (自転車使用希望者は事前申出)	○保護者の送迎（自家用車） ※次の条件を全て満たす場合は団員の自転車使用可とする ・遠征先に対して学区外から移動である ・自転車保険に加入済みである ・団員は必ずヘルメットを着用する ・必ず団員保護者が付添う ただし、4年生は自転車運転免許教室終了後、団員の自転車使用可とする（保護者の付添いで可） (自転車使用希望者は事前申出)
キッズ	○保護者の送迎 (徒歩又は団員保護者の自転車幼児用座席乗車) (学区外居住者は自家用車使用も可)	○保護者の送迎 (自家用車又は団員保護者の自転車幼児用座席乗車)
留意事項	○自転車使用希望者の事前申出は、年度当初（又は入団時）及び変更に応じて随時、団員保護者から学年お世話係を通じて代表に報告する（代表がとりまとめの上、執行部で共有）。 ○自転車保険加入は義務であり、加入状況の確認は不要（事故発生時は団員保護者の責任）とする。 ○自転車幼児用座席に乗車させる場合は年齢制限（小学校就学前まで＝6歳に達する日（誕生日の前日）の属する年度の3月31日まで）に注意すること。 ○団員の自転車使用で「団員保護者が付添う」とある場合は団員本人の保護者が付添うこととし、「保護者の付添い」とある場合は複数の団員に対し数名の保護者が車列の前後に付添うこととする。	

- ①自宅から下落合小学校間の移動は、原則として児童の通学路を通ってください。
(下落合小学校児童以外の団員は、これに準じて決められた道を通ってください。)
- ②自転車は下落合小学校校門手前で下車し、学校敷地内は手で押してください。
- ③団員、保護者、指導者の自転車・バイク駐輪場所等は中庭とし、奥から整然と停めてください。
- ④少年団活動終了後は、残って練習や遊んだりせず、速やかに寄り道をしないで帰宅してください。

3 自家用車の使用

- ①下落合小学校グラウンドで試合がある場合は、指導者、保護者は自家用車で来校をできるだけ避けてください（台数が多くなると奥の車が出られないことがあります。）。
※お世話係は他学年（ミニバス・野球等を含む）が下落合小学校グラウンドで試合を行う時は、担当チーム内に連絡をし、指導者、保護者が自家用車の使用を控えるよう周知してください。
- ②下落合小学校での試合時は、該当学年で駐車場誘導を行ってください。
- ③自家用車駐車場所は、平日は2号舎裏又は昇降口前、土日祝日は2号舎裏としてください。
※駐車不可場所…昇降口付近の黄色線内、路上。
- ④下落合小学校への自家用車で送迎や乗降の際は、道路渋滞の原因になるほか、他の利用者やご近所の迷惑になりますので、学校敷地内で行ってください。
- ⑤自家用車で移動は、台数制限を必ず守り、台数制限がない場合は、原則5台としてください。
- ⑥最終利用者は、下落合小学校正門の扉を閉めて帰ってください。

4 学校施設使用上の注意点

以前から注意喚起されていることですが、以下の件について下落合小学校校庭及び体育館開放運営委員会から指摘がありました。様々な団体が利用する施設です。ルールを守って活動いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

- ①校庭への出入りは正門を利用してください。東中学校側の南門やグラウンドフェンスの乗り越え、防球ネットの隙間からの出入りは絶対にしないでください。
- ③学校敷地内は全面禁煙です。門の外側で吸う場合は正門の正面を避け、吸い殻は必ず持ち帰ってください。
- ④学校敷地内に落ちているゴミに気が付いたら必ず拾って片付け、校内美化に努めてください。
- ⑤小石などは怪我に繋がるため、グラウンド内に落ちていた際にはグラウンド端などに除けてください。
- ⑥正門付近では、ドリブルやリフティングなど、ボールを使って練習をしたり遊んだりしてはいけません。
グラウンド以外ではボール使用は禁止です。

以上